

鳥獣保護管理小委員会の運営方針について

平成17年9月27日
野生生物部会長決定

1. 会議の公開

(1) 会議の公開・非公開

小委員会は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合又は特定の野生動植物の保護に著しい支障を及ぼすおそれのある場合には、委員長は、小委員会を非公開とすることができる。

(2) 公開する場合の必要な制限

委員長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができる。

2. 出席者

代理出席は認めない。欠席した委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）については、事務局からの資料送付等により、会議の状況を伝えるものとする。

3. 会議録

(1) 会議録の作成、配付

- ①会議録は、発言内容を精確に記載するものとする。
- ②会議録の調整に当たっては、当該会議に出席した委員等の了承を得るものとする。
- ③会議録は、小委員会に属する委員等に配付するものとする。

(2) 会議録及び議事要旨の公開

- ①公開した会議の会議録は、公開するものとする。また、非公開とした会議の会議録であっても、小委員会が認めたときは、公開するものとする。
- ②小委員会の会議について、議事要旨を作成し、公開するものとする。
- ③公開した会議の会議録（小委員会が公開を認めた会議録を含む。）及び議事要旨の公開は、環境省ホームページへの掲載及び環境省閲覧窓口への備え付けにより行うものとする。